

広島県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年広島県告示第九百六十九号で認可した備後圏都市計画下水道事業尾道市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業尾道市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十二年広島県告示第九百六十九号の事業地に、福山市高西町南を追加する。

使用の部分

平成二十二年広島県告示第九百六十九号の事業地のうち、尾道市高須町において事業地を変更し、同事業地に桜町、門田町、栗原町、吉和町、平原四丁目、平原三丁目、平原二丁目及び平原一丁目を追加する。